

公募要領

平成 29 年度 電気自動車普及促進事業に係る効果検証等委託業務

平成 29 年 4 月

宮古島市

1. 背景と目的

本市は平成 21 年 1 月に国より「環境モデル都市」の認定を受け、基準年(2003 年)の CO₂ 排出量約 32 万 t-CO₂ に対し、2030 年度までに約 4 割、2050 年度までに約 7 割を削減する目標を掲げ、CO₂ 排出削減に向けた様々な取り組みを進めている。

しかしながら、本市は公共交通が脆弱であり、自家用車への依存度が高いことから、運輸部門の CO₂ 排出寄与が高いといった課題がある。また、高い自動車燃料コストが島民の生活を圧迫し、台風等により頻発する停電は島民の Quality of Life(QOL)を下げる大きな要因となっている。

上記の問題解決に向けては、電気自動車を活用することにより、CO₂ 排出削減、市民の生活コスト低減や安心安全の確保など持続可能で豊かな島づくりに繋がることから、電気自動車の普及促進を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

平成 28 年度の調査事業により、電気自動車普及に向けて、①電気自動車に対する誤った認識の解消、②充電設備の利便性向上及び不安感の解消、③電気自動車を所有することのメリットの拡大、④電気自動車の大量普及に備えたメンテナンス体制の構築が課題として整理された。

上記課題を踏まえて、①電気自動車に関する情報発信・啓発の強化、②持続的に維持可能な充電網の整備、③電気自動車を所有することのメリットの創出、④電気自動車のメンテナンス体制の構築に向けて取り組む。なお、事業全体の詳細については、平成 28 年度に策定した「宮古島市電気自動車普及に係る基本計画書」(基本計画書)を参照すること。

3. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照して下さい。

4. 事業期間及び事業スケジュール

(1) 委託業務の事業期間: 契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日(水)

(2) 事業スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

4 月 14 日	企画提案募集開始
4 月 14 日	～4 月 20 日 質問票受付期間
4 月 26 日	企画提案〆切
4 月 27 日	～5 月 10 日 審査・選定(ヒアリングは 5 月 9 日予定)

5月10日	～5月12日	契約手続き、業務着手
10月頃		第1回委員会、中間報告書
2月頃		第2回委員会、最終報告書

5. 事業の規模

委託業務の予算規模＝20,000,000円(税込み)を上限とします。

6. 契約の条件

(1) 採択件数：1件

(2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約¹とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きいたします。

¹ 契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

(3) 一般管理費

➤ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費} (\text{I. 人件費} + \text{II. 事業費}^2) \times \text{一般管理費率}$$

² 旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費のこと

➤ 一般管理費率は10%以下とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議の上一般管理費率を決定します。

7. 委託業務の成果物

成果報告書(紙媒体:正1部、副1部、電子媒体:1部(CD-R等))を提出する。なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出する。

8. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり本市に納入された成果物の著作権は、本市に帰属するものとします。

9. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、市から広報される場合があります。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記して下さい。

10. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約

を本市と直接締結できる事業者であること。

②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。

③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

11. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「12. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式 1) : 正1部、副8部
- ・企画提案書(様式 2)、工程表(別紙 1) : 正1部、副8部
- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ) : 1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) : 1部
- ・印鑑証明書 : 1部

※各証明書は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、法人分・代表者の個人分を提出すること。

提案書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。提案内容については、審査の過程で、ご提出後にヒアリングさせて頂く予定です。

12. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 平成 29 年 4 月 14 日(金)

公募締切日 平成 29 年 4 月 26 日(水) (17 時必着)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市役所 4階

13. 事業者選定について

(1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された検討方法等が、現場の実態に即していること。
- ③内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。

⑤応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。

②選定は5月第2週を目処に行います。選定の可否については、本市から連絡を行います。

選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第2となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性があります(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行うものとする)。

14. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:洲崎

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-73-1081